

市県民税（所得・課税）証明書の誤送付について

1 事案の概要

市民税課において、A 氏からの郵送による市県民税（所得・課税）証明書の交付請求に対し、誤って B 氏の市県民税（所得・課税）証明書を送付したもの。

(1) 流出の範囲

B 氏の個人情報が A 氏に漏えいした

(2) 流出した個人情報の内容

B 氏の住所、氏名、生年月日、令和 5 年分の所得金額、所得控除金額、市民税額・県民税額・森林環境税額等

2 経緯

令和 6 年 6 月 4 日	A 氏からの郵送請求により交付した市県民税（所得・課税）証明書について、誤って同日に窓口で交付申請を行った B 氏の証明書を送付した。 送付後に A 氏の証明書が残っていることに気づいたが、ミスプリントが混入していたと判断しミスプリント綴りに A 氏の証明書を綴った。
令和 6 年 6 月 10 日	A 氏から市民税課に「別人の名前が記載された証明書が届いた」との電話連絡がある。 A 氏は県外在住であったことから、電話により経緯の説明と謝罪を行うとともに、改めて A 氏の証明書を送付する旨伝えるほか、別人（B 氏）の証明書を返送してもらうよう依頼した。
令和 6 年 6 月 24 日	A 氏から市民税課に B 氏の証明書が届く。 B 氏に電話をかけるも繋がらなかった。
令和 6 年 6 月 25 日	B 氏に電話をかけるも繋がらなかった。
令和 6 年 6 月 26 日	職員が B 氏宅を訪問した。不在であったことから、誤交付の概要を記載した不在連絡票を投函した。
令和 6 年 6 月 28 日	職員が B 氏宅を訪問し、経緯の説明と謝罪を行った。

次ページへ続く

3 原因

- ・ 郵送請求は、まず 1 名（1 次審査者）が申請書審査と証明書発行を行い、その後他の職員（2 次審査者）が申請書と証明書の審査及び発送作業を行う流れで実施しているが、これらの事務が適正に行われていなかった。
- ・ また、2 次審査者は、郵送請求業務以外に電話や窓口対応も行っており郵送請求業務に集中できる環境が整っていなかった。

4 再発防止策

- ・ 1 次審査と 2 次審査が確実に実施されるよう、郵送請求の申請書に、1 次審査者及び 2 次審査者の署名欄を設け審査後に署名する仕組みを構築する。
- ・ 2 次審査者が 2 次審査に集中できるよう、2 次審査中は電話と窓口対応は行わないことをルール化し、「2 次審査中」という立札を設け周囲の協力を享受できる体制を作る。
- ・ 毎年繁忙期（6 月）前に、誤交付防止のための研修を実施する。

問い合わせ先 市民税課 電話 096-328-2181 課長 荒木 巖
--

(参考) 証明書の見本

令和 6 年度 市民税・県民税・森林環境税 (所得・課税) 証明書 個人分

住所

熊本市中央区手取本町1番1号

氏名

令和 太郎

昭和55年 6月19日生

該当年度の1月1日の住所

熊本市中央区手取本町1番1号

令和5年分所得金額 (円)

合計	¥4,000,000
所得の内訳	
給与所得調整控除後	¥0
(給与収入)	(¥0)
(公的年金等収入額)	(¥0)
営業等所得	¥4,000,000
総所得金額	¥4,000,000
★以下余白★	

所得控除金額 (円)

合計	¥760,000
所得控除の内訳	
雑 損 耗	¥0
医 療 費	¥0
社 会 保 険 料	¥0
小規模企業共済等	¥0
生 命 保 険 料	¥0
地 置 保 険 料	¥0
寡 婦 ・ ひ と り 親	¥0
勤 労 学 生	¥0
配 偶 者	一般 0 人 ¥330,000
	老人 ¥0
配 偶 者 特 別 控 除	¥0
扶 養	一般 0 人 ¥0
	老人 0 人 ¥0
	特 定 0 人 ¥0
障 害 者	本 人 普 障 ¥0
	特 障 ¥0
扶 養	普 障 0 人 ¥0
	特 障 0 人 ¥0
(同居扶養加算分)	¥0
基 礎	¥430,000

※16歳未満扶養親族 0人
※控除無関係一生計配偶者 無

課税標準額 (円)

課税所得合計 ★以下余白★	¥3,240,000 ¥3,240,000
------------------	--------------------------

市民税・県民税・森林環境税額 (円)

年 税 額	¥327,000
税 源 移 譲 前	
市民税額	均等割額 ¥3,000
	所得割額 ¥192,900
県民税額	均等割額 ¥1,500
	所得割額 ¥128,600
森 林 環 境 税 額	¥1,000
税 源 移 譲 後	
市民税額	均等割額 ¥3,000
	所得割額 ¥257,200
県民税額	均等割額 ¥1,500
	所得割額 ¥64,300
森 林 環 境 税 額	¥1,000

備 考

住宅控除前の所得割額
市民税 ¥257,200
県民税 ¥64,300

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書きは、
市長印で特に表示したもののほかは無効です。

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 6 年 6 月 2 7 日
熊本市長 大西 一史

検証用
安定稼働の印

交付番号 00000066

※この証明書には黒色の電子印を捺用し、
「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

A200782C
本庁 市民税課